

国 技 建 管 第 9 号  
国 技 施 第 7 号  
令 和 8 年 2 月 27 日

北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長  
施 工 企 画 室 長  
(公印省略)

令和8年度 能登半島地震の復興・復旧事業等における  
積算方法等について

能登半島地震の復興・復旧事業等における直轄土木工事の積算方法等について、  
実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

石川県内で実施する直轄土木工事で、令和8年4月1日から令和9年3月31  
日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志  
水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、  
能登町）

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

【対象歩掛】 アスファルト舗装工に関する歩掛

【対象地域】 石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志  
水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、

能登町)

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を 10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

### 3. 適用にあたって

#### (1) 令和8年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

#### (2) 令和8年4月1日時点において入札手続き中で未契約の工事

契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約を行うこと。

### 4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

### 5. その他

本通知は、「令和8年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」（令和8年2月27日付国会公契第19号、国官技第478号、国道国技第194号、国北予第28号）の適用の対象とするものとする。